

3. 利用申込み～到着までの手順

(1) 申込みの手順

※利用日の2ヶ月前までに「申込み（仮予約）」をされる場合の手順です。
2ヶ月を過ぎた場合の手順については、電話でご確認ください。

問い合わせ 申込み (仮予約)

- ・電話、諫早自然の家ホームページ「利用申込フォーム」又は諫早自然の家窓口にてお申込み（仮予約）ください。
※「利用申込フォーム」からの申込みは、本施設からの連絡をもって仮予約となります。
- ・電話窓口での受付時間は、8:30～17:15です。
- ・受付の際には、次のことを確認します。

- ① 団体名
- ② 利用期間
- ③ 利用目的
- ④ 利用歴の有無（申し込みいただいている団体としての利用歴）
- ⑤ 担当者名
- ⑥ 住所
- ⑦ 連絡先（固定電話・携帯電話・FAX番号・Eメールアドレス）
- ⑧ 利用予定人員（引率者と参加者の男女別の人数）
- ⑨ 希望する活動場所及び活動内容

・1つの団体からお受けできる利用期間は、原則として2期間までです。

利用申込書の提出 (本予約) (利用日の 2か月前までに)

- ① 利用申込書をご提出いただくことにより、正式なご予約となります。
- ② 「利用申込書」「食事・シーツ申込書」を、Eメール、FAXまたは郵送でご提出ください。
※「利用申込書」の裏面の活動日程もご記入ください。
※FAXの場合は、電話で着信の確認をお願いいたします。
- ③ 提出書類の様式は、諫早自然の家ホームページからダウンロードできます。郵送にてお送りすることもできます。
- ④ 書類の提出が2ヶ月前を過ぎた場合には、期日までにご提出いただいた団体の活動を優先します。
- ⑤ 利用承諾書が必要な方は「利用申込書」の該当欄にチェックをお願いします。

下見・事前打合せ (利用日まで)

- ・諫早自然の家職員が、施設の下見やプログラムの相談に対応します。
- ・下見・事前打合せは、事前の予約が必要です。電話等でご連絡ください。
- ・安全を考慮するため、2名以上での下見をお願いします。

日程 (プログラム) の調整

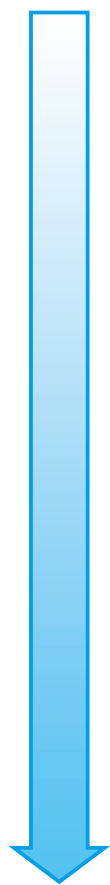


プログラム等の 確定・送付

※利用日の1か月~3週間前



変更等の連絡



利用日

・希望する活動場所や活動内容等が他団体と重複する場合など、諫早自然の家職員から電話等でご相談させていただきます。

・確定した活動日程（食事・入浴時間含）や活動場所、宿泊場所についてお知らせします。相違がないか十分に内容をご確認ください。

※お送りする調整プログラムには、同じ利用日に活動する他団体の活動内容も記載されております。また、調整プログラム送付後に、利用申込みや、変更があった場合、調整プログラムの差し替えはお送りしませんので、あらかじめご了承ください。

・ご利用のキャンセル、利用期間や、活動プログラム及び人数の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。

○キャンセル、活動内容や人数、食事の変更について

・人数の変更が生じた場合は、都度「食事シーツ申込書」を提出してください。

※食事のキャンセルや食数の変更については、期限がありますのでご注意ください。詳細は料金についてのリンクをご確認ください。

諫早自然の家 事業推進係

TEL 0957-25-9111

FAX 0957-25-9115

○食物アレルギーの対応・相談について

※入所日の10日前までに下記までご連絡ください。

※詳細は、食事についてのリンクでご確認ください。

コンパス・グループジャパン株式会社 国立諫早青少年自然の家店

TEL 0957-25-9070

FAX 0957-25-9073

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の利用及び提供について

諫早自然の家利用において提出いただいた書類等で得た個人情報は、以下の業務に使用します。なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第2項に規定されている場合を除き、利用者本人の同意を得ることなく他の目的で利用または第三者へ提供することはありません。

- (1) 「利用申込書」記載の代表者の氏名、担当者の氏名、住所及び電話番号等の個人情報を利用統計業務のために使用並びに独立行政法人国立青少年教育振興機構本部へ提供します。
- (2) 「利用団体名簿」記載の引率責任者の氏名並びに利用者の氏名、性別及び年齢等の個人情報を災害時の安否の確認のため使用します。
- (3) 「傷病記録」記載の氏名、年齢、電話番号及び症状等の個人情報を利用者の健康管理及び不測の事態の対応のために使用します。
- (4) 「食事・シーツ等申込書」及び「食物アレルギー事前確認票」記載の氏名、連絡先及びアレルギー等の個人情報を食事及び活動教材の注文等のために、諫早自然の家レストランに提供します。

< 参 考 >

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(抜粋)

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。